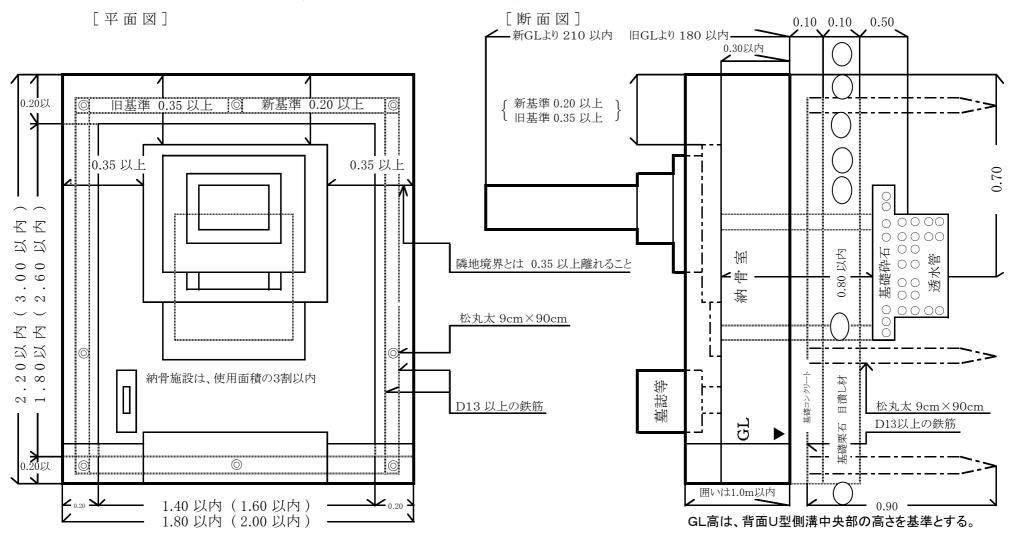
墓碑建設基準4㎡ ()内は6㎡の基準



- ※ 旧基準は1区から25区迄 高さ180cm以内、外柵よりシバ台迄35cm以上あける。 新基準は22区後期と26区に適用 高さ210cm以内、外柵よりシバ台迄35cm以上あける。
- ※ 区画番号の表示は、墳墓入口階段右側の土留又は柱に区画番号を彫刻するか石製プレートを付ける。
- ※ カロート内の排水効果を増すためGLから70cmに透水管が埋設されています。 松杭を打ち込むとき、カロートの基礎を施工するとき注意して下さい。
- ※ 囲いの地下部の基礎コンクリートにはD13以上の鉄筋を入れる事。 (基礎工事の検査は事前に「みどり公園課」に連絡し受験する事。)

[注]申請書提出した時点で旧墓所に必ず区画番号を付ける。 [例] 区画番号表示

